

鏡野町地域防災計画（素案）へのパブリックコメント募集

災害対策基本法第42条の規定に基づき、主に町が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について定めた鏡野町地域防災計画（素案）について、皆様からのご意見を募集します。

■実施項目：鏡野町地域防災計画

■募集期間：11月1日（火）から11月30日（水）まで

■担当課：くらし安全課

■資料の閲覧場所：鏡野町ホームページ（<http://www.town.kagamino.lg.jp/>）

くらし安全課窓口、奥津・上齋原・富の各振興センター、中央公民館、地区公民館

■意見を提出できる人：町内在住者、在勤者、在学者

■提出方法：原則、意見情報提出書（専用用紙）を用い、住所・氏名・電話番号・意見を記入し、郵便、ファックス、Eメール又は窓口で提出してください。意見情報提出書は、上記資料の閲覧場所にあります。

※意見提出者の住所、氏名を公表することはありません。

■その他：意見提出者に個別の回答は行いませんが、検討の結果、意見の概要及び意見に対する町の考え方や素案を修正したときは、その修正内容などを公表します。



お問い合わせ先

くらし安全課 生活安全係

〒708-0392 鏡野町竹田660 電話 (0868)54-2621 FAX (0868)54-4823

全国一斉情報伝達訓練の実施

緊急時に、迅速かつ確実な情報伝達が行えるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉訓練が実施します。機器の動作確認のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※訓練当日に地震が発生した場合や、気象状況により中止する場合があります。

○緊急地震速報訓練

実施日時：11月29日（火）午前11時頃

放送区域：町内全域の屋外拡声器、各ご家庭の告知放送受信機

放送内容：「これは、テストです。」

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 生活安全係

電話(0868)54-2621

平成28年度政府補助事業 戦没者遺児のみなさんへ

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡した戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として10万円。5年を経過した方（平成22年以前参加者）は2回目の応募ができます。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局

03-3261-5521 まで

お申込は、お住まいの各都道府県遺族会へ。

犬や猫の飼い主の方へ

犬や猫といったペットは、家族の一員として暮らしの中でなくてはならない存在になっています。しかし、犬や猫が嫌いな方、嫌いではないがアレルギーを持っている方など、様々な方がいることも事実です。これにより、近所や飼っていない方とのトラブルに発展するケースも見受けられます。飼い主が、マナーを守り正しく飼うことで、近所の方や飼っていない方とも気持ちよく付き合うことができます。

●動物の習性を正しく理解し、最期まで責任を持つて飼います。

正しい飼い方の知識を持ち、その一生の最期まで責任を持つて飼います。愛護動物を捨てることは犯罪です。

●フンの後始末は飼い主の責任です。

散歩の際には、ビニール袋などを持参して、フンを放置せず必ず持ち帰りましょう。

●飼養環境を整え、近所に迷惑をかけないようにしましょう。

清潔を保ち、鳴き声や悪臭などで近所に迷惑をかけるないようにしましょう。犬の放し飼いは禁止されています。散歩は、リードや綱でつなぎ、コントロールできる人が行うようにしましょう。猫の場合は、事故防止やフンなどによる近所迷惑防止のため、室内飼育に努めましょう。

●適正な繁殖制限をしましょう。

飼い犬や飼い猫に子が生まれると困るのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

●迷子などを防ぐため所有者を明らかにしましょう。

飼っている犬や猫が迷った時のために、犬には鑑札や注射済票を、猫には所有者・連絡先を書いた名札をつけましょう。飼い犬には、狂犬病予防法により鑑札・注射済票の装着義務があります。

●野良犬や野良猫には、エサをやらないようにしましょう。

かわいいから、かわいそうだからと、エサを与える地域に野良犬や野良猫が増えて、近所迷惑になります。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 環境係

電話(0868)54-2780